

身体障がい者団体等の受付開始日

| | 区分 | 要件 | 受付開始日 |
|-----|-------------------------------|---|-------------------|
| 第1号 | 身体障がい者 当事者団体 | 札幌市内の法人(社団法人、NPO法人等)かそれに準ずる団体(一定の目的のために結合した団体で、団体としての組織を有し統一された意志の下に活動を行うもの)であり、市内の身体障がい者(児)の福祉向上を目的に公益的・恒常的に活動している団体であること。ただし、市外の法人であっても、市内の身体障がい者の福祉向上を目的とした事業に使用する場合はこの限りではない。 | 使用日の属する月の3か月前の初日 |
| | 身体障がい者 家族会 | 団体の構成員の半数以上が身体障がい者(児)であること。 | |
| | 身体障がい者 福祉活動団体 | 身体障がい者福祉事業を行う民間団体及び施設等または身体障がい者の福祉向上を目的として特定の事業に対してのみ組織された団体(実行委員会)であること。 | |
| | 身体障がい者 関係ボランティア団体 | 本市の身体障がい者福祉事業に対して援助活動を行っている団体または身体障がい者の福祉向上に関わる活動を行っているボランティアを中心とした団体であること。 | |
| | 身体障がい者 スポーツ団体等 | 団体の構成員の半数以上が身体障がい者(児)であるスポーツ・文化サークル等を主たる活動目的とする団体であること。 | |
| 第2号 | 身体障がい者 レクリエーションサークル | 構成員の半数以上が身体障がい者(児)であるサークルであること。 | 使用日の属する月の3か月前の15日 |
| | 身体障がい者 関係ボランティア講座終了者 団体 | 身体障がい者に関するボランティア養成講座等を終了した者同士が技術の向上または身体障がい者の福祉向上のためのボランティアを目的に活動する団体であること。 | |
| 第3号 | 身体障がい者 関係事業を実施する行政機 関等 | 市内の身体障がい者の福祉向上を目的に事業を行う国または地方公共団体の行政機関及び附属機関等。 | 使用日の属する月の3か月前の初日 |

別表3

他の障がい者団体の受付開始日

| | 区分 | 要件 | 受付開始日 |
|-----|----------------------|---|------------------|
| 第1号 | 他の障がいの当事者団体 | <p>札幌市内の法人(社団法人、NPO法人等)かそれに準ずる団体(一定の目的のために結合した団体で、団体としての組織を有し統一された意志の下に活動を行うもの)であり、市内の障がい者(児)の福祉向上を目的に公益的・恒常的に活動している団体であること。</p> <p>団体の構成員の半数以上が障がい者(児)であること。</p> | 使用日の属する月の2か月前の初日 |
| | 他の障がいの家族会 | 団体の構成員の中心が障がい者(児)の家族であること。 | |
| | 他の障がいの福祉活動団体 | 障がい者福祉事業を行う民間団体及び施設等または障がい者の福祉向上を目的として特定の事業に対してのみ組織された団体(実行委員会)であること。 | |
| | 他の障がい者関係事業を実施する行政機関等 | 市内の障がい者の福祉向上を目的に事業を行う国または地方公共団体の行政機関及び附属機関等。 | |